

新型コロナウイルス感染症患者等診療看護師等派遣事業実施要綱

1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症患者（感染の疑いのある患者を含む。以下同じ。）の診療等のための看護師等派遣を行う派遣元医療機関に対し、派遣に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制の安定的な確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体、独立法人、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、医療法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人及び兵庫県知事が適当と認める者とする。

3 対象となる看護師等派遣事業

次のいずれかに該当する看護師等派遣事業とする。

事業区分	事業内容	備考
新型コロナウイルス感染症重症患者を診療する看護師等の派遣	新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った看護師等の派遣	派遣される看護師等は、人工呼吸器又は体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績がある者とする。 ※ 令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象とする
新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療チーム（看護師等）の派遣	新型コロナウイルス感染症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するための医療チーム（看護師等）の派遣	
新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療チーム派遣において、医療提供の調整を行う業務調整員の派遣	新型コロナウイルス感染症患者が入院している医療機関（派遣先）において医療提供の調整を行う業務調整員の派遣	

事業区分	事業内容	備考
新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関の地域医療支援のために行う看護師等の派遣	看護師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、又は自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている医療機関（派遣先）に対する看護師等の派遣	<p>① 派遣先の医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院とする。</p> <p>② 派遣元は、医療機関として、1ヶ月延べ5日以上（派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる）の派遣を行うこと。</p> <p>③ 補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。</p> <p>④ 派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は、当該助成金額については、寄附金その他の収入額として控除する。</p> <p>⑤ 補助対象となる派遣人数の上限は、派遣先において新型コロナウイルス対応に従事することにより地域で維持する必要のある医療機能に従事できない医師等の数とする。</p> <p>※ 令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象とする</p>

4 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症患者の診療等のための看護師等派遣に必要な経費（賃金、報酬、謝金、旅費、需用費、役務費（保険料）その他知事が必要と認める経費）

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。